

○厚生労働省告示第四十八号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一条～第三条 （略）

第四条 次に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を削る。

- 一 （略）
- 二 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）様式第一、様式第四及び様式第六から様式第九まで
- 三 （略）

第五条～第二十五条 （略）

附 則

（適用期日）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から適用する。
（様式に関する経過措置）
- 2 この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。